

令和6年枚方市教育委員会協議会 会議録					
開会	令和6年11月21日午前10時19分		閉会	令和6年11月21日午後0時03分	
案 件					
1	枚方市学校整備計画（第2期実施計画）について				
2	枚方市立禁野小学校新校舎整備事業の進捗状況について				
3	枚方市教育委員会主要事業の令和6年度の進捗状況について				
4	枚方市教育振興基本計画の見直しについて				
5	市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について				
6	中学校全員給食について				
7	枚方市支援教育充実審議会における検討状況について				
8	（仮称）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（素案）等について				
9	叙勲について				
構成員	教 育 長 職 務 代 理 者	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	中 西 悠 子
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	大 中 智 恵
説明員	副 教 育 長	岩 谷 誠	説明員	児 童 生 徒 課 長	倉 田 仁 司
	総 合 教 育 部 長	今 市 将 和		支 援 教 育 課 長	秋 葉 隆 声
	学 校 教 育 部 長	新 保 喜 和		放 課 後 子 ど も 課 長	交 久 瀬 有 里
	総 合 教 育 部 次 長	大 西 佳 則		教 職 員 課 長	高 山 和 子

	学校教育部次長	河田 典子		教育指導課長	吉川 茂樹
	学校教育部次長	井手内 太吾		施設計画課長	森 清太郎
	総合教育部副参事 (新しい学校推進担当)	畑 中 徹		施設整備課長	里 俊 明
	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中野 雅央		学校支援課主幹 (教育支援専門官)	木 村 聡
	都市整備部副参事 (施設整備担当)	津熊 聖博		児童生徒課主幹	中口 恵未子
	教育政策課長	笠井 二郎			
	新しい学校推進課長	西村 隆志	記録	教育政策課 課長代理	高松 健大
	おいしい給食課長	宮崎 敏輝		傍聴の人数	2人

○谷元職務代理者 教育委員会協議会を開会いたします。

事務局からの報告案件ですが、案件1「枚方市学校整備計画（第2期実施計画）について」説明をお願いします。

森施設計画課長。

○森施設計画課長 「枚方市学校整備計画（第2期実施計画）について」ご説明いたします。

協議会資料5ページをご覧ください。

まず1、政策等の背景・目的及び効果ですが、学校施設の整備につきましては、令和2年3月に「枚方市学校整備計画」を策定し、学校施設の総合的かつ計画的な整備や保全の推進に向け、取り組みを進めているところです。

現在、令和2年度からの5年間を計画期間とする第1期実施計画を進めており、今年度で計画期間を満了することから、次期計画となる第2期実施計画について、今回素案としてとりまとめましたのでご報告させていただくものです。

次ページ、6ページをお願いします。

次に2、内容ですが、2-1、計画の位置づけにつきましては、記載のとおりでございます。

次ページ、7ページをお願いいたします。

2-2、第2期実施計画ですが、（1）新たな課題への対応として、4点上げています。まず、①脱炭素化の推進につきましては、教室空調の更新及び照明設備のLED化により学校施設のZEB化（ZEB Oriented相当）、また禁野小学校新校舎整備では、照明や空調など高効率設備や屋根や外壁の高断熱化によりZEB Readyの達成をめざしています。

次に、②バリアフリー化につきましては、学校エレベーター等の計画的な整備、③多様な学習環境への対応では、個別最適な学びや協働的な学びにふさわしい学習環境の確保や教室を確保するための対応、また④事業財源の確保では、各省庁の国庫補助金や有利な起債を積極的に活用し、財政負担の抑制を図ります。

次ページ、8ページをお願いいたします。

（2）保全改修の計画件数ですが、エレベーター整備や教室等空調更新の件数を除きまして、593件を予定しています。

（3）概算事業費ですが、①学校整備計画では、長寿命化に向けた屋上防水や各種設備の改修、脱炭素化に向けた照明設備のLED化や、要配慮児童・生徒が在籍する学校へのエレベーター整備などにかかる5年間の総額は、約138億円と見込んでおります。

次ページ、9ページをお願いいたします。

②禁野小学校新校舎整備事業では、令和8年8月の供用開始をめざして現在工事を進めておりますが、令和7年度以降の事業総額は約25億円を見込んでいます。

③教室等空調更新DBO事業では、現在、事業者を公募中ですが、令和7年度からの5年間にかかる費用は約85億円を予定しております。

次ページ、10ページをお願いいたします。

④その他工事等では、学校敷地内の舗装工事や一時的な教室不足を解消するための賃借にかかる費用などを5年間で約8億円見込んでいます。

次の⑤は参考としまして、先ほどの①から④までの学校施設の主要事業の見通しを示しております。特に令和7年度から9年度にかけては大型事業がピークを迎えることから、学校整備計画の費用を抑制し、全体事業費の平準化を図っています。

次ページ、11ページをお願いいたします。

(4) その他の改修計画としましては、留守家庭児童会室や給食調理場、プールなどについても、各施設所管課で策定される個別計画や対応方針との整合や連携を図りながら、効率的、効果的に施設整備を進めてまいります。

3、実施時期等ですが、本年11月に、第2期実施計画の素案及び意見聴取の実施について建設環境委員協議会で報告させていただき、12月には学校関係者への意見聴取を行います。その後、令和7年2月頃に予定されております建設環境委員協議会において、意見聴取の結果を踏まえた第2期実施計画案をご報告させていただき、同年3月に公表、令和7年度より施行する予定でございます。

なお、意見聴取及び委員協議会への報告に際しましては、校長会やこの教育委員会協議会にご報告をさせていただきます。

次ページをお願いいたします。

4、総合計画等における根拠・位置づけ、5、事業費・財源及びコストについては、記載のとおりでございます。

6、その他としまして、別添資料に枚方市学校整備計画、第2期実施計画（素案）を添付しております。

本案件の説明は以上でございます。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

本件に対するご意見・ご質問等はこの程度にとどめます。

続きまして、案件2「枚方市立禁野小学校新校舎整備事業の進捗状況について」説明をお願いします。

里施設整備課長。

○里施設整備課長 それでは、「枚方市立禁野小学校新校舎整備事業の進捗状況について」ご説明いたします。

協議会資料40ページをご覧ください。

1、政策等の背景・目的及び効果でございますが、禁野小学校新校舎整備事業につきましては、設計施工一括型デザインビルド方式により事業を進めており、これまで教育政策会議や本協議会、また教育子育て及び建設環境委員協議会に報告をしてきたところでございます。

このたび、受注者よりインフレスライドの請求がありました。また、敷地西側のり面調査の結果、改修工事の設計が必要となりましたので、現時点の状況につきましてご報告させていただくものでございます。

次に、2の内容でございますが、別紙にて説明させていただきます。

資料44ページをご覧ください。

事業概要・スケジュール等につきましては記載のとおりとなっており、令和6年5月に実施設

計のとりまとめが完了し、7月より新校舎の建設工事に着手しております。

スケジュールの下には補助金の変遷について記載しており、令和5年度時点におきましては、国の交付金と負担金合わせて5億6,300万円を予定しておりましたが、大阪府と協議を進める中で、新校舎の改築部分についても補助率の高い負担金を充当することが可能となりました。その後、本年6月には国から負担金の内定通知があり、現在のところ補助金は12億4,853万3,000円を予定しております。

続きまして、45ページ、資料2をご覧ください。

内容の変更についてでございますが、まず①のDB事業におけるインフレスライドの適用につきましては、工期内の急激なインフレーションを根拠に、請負代金の変更を請求することができるインフレスライドについて、本年6月に事業者から請求がありました。事業者とは現在、おおむね20%で協議を進めているところでございます。

下記のイラストにつきましては、インフレスライドのイメージを表したものとなっております。インフレスライド変更額、いわゆる増額分の算定につきましては、基準日以降の変動前残工事額Bに対して、変動前後の差額Aから受注者負担の1%を控除した額となります。

次に、②の敷地西側のり面の改修工事設計の追加についてでございますが、敷地西側のり面の調査を実施したところ、予想以上に排水施設等の破損が散見されたため、改修工事の設計が必要となり追加するものでございます。

続きまして、46ページの資料3をご覧ください。

工事の進捗状況についてでございますが、今回建設する新校舎を施工上、3つの工区に分けて工事を進めております。資料右上には敷地前景写真を、その下には工区割をした図を示しております。校舎西側の1工区につきましては、基礎部分における鉄筋の配筋と、コンクリートを打設する前の型枠施工中の状況となっております。

校舎東側の2工区につきましては、コンクリートの打設と型枠の取り外しが完了しており、校舎北側の3工区につきましては、基礎部分における鉄筋の配筋施工中の状況となっております。

なお、右上の写真につきましては、関西外国語大学にご協力をいただきまして、大学校舎屋上から、施工状況の変遷のご理解をいただくため、毎月定点写真を撮影しており、その状況につきましては本市ホームページにおきまして公開している状況でございます。

恐れいたしますが、協議会資料41ページまでお戻り願います。

3の実施時期等の(1)経緯につきましては記載のとおりとなっており、事業の進捗に合わせて委員協議会などに報告させていただいているところでございます。

続きまして、42ページをご覧ください。

(2)今後の取り組み予定でございますが、インフレスライド及び敷地西側のり面改修工事設計委託費につきましては、11月の建設環境委員協議会にご報告後に、12月定例会議会におきまして、補正予算を提出する予定としております。なおインフレスライドにつきましては、令和7年3月の定例会議会におきまして、変更契約案件として提出を予定しております。

4、総合計画等における根拠・位置づけ、次のページの5、関係法令・条例等、6、事業費・財源及びコストにつきましては、記載のとおりでございます。

本案件の説明は以上でございます。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 令和4年6月ということで、前田組・浦辺設計のJVでDV方式の締結がされました。令和6年7月より工事着工となり、ただし契約から2年4か月の経過においてインフレスライドの請求があったということを今ご報告いただきました。総事業費 33 億 8,500 万円のうち国庫補助金が 12 億 4,800 万円というところにおいて、昨今の世界情勢での物価高騰を受けてのこととは考えますが、スライド額が 20%程度にて今協議中とのことですが、その妥当性についてご説明をお願いいたします。

○谷元職務代理者 里施設整備課長。

○里施設整備課長 物価高騰におけるスライド額の上昇率につきましては、本市が発注時に使用する建設物価調査会の積算単価や、文部科学省の小中学校校舎の補助単価の推移等に基づき比較を行い、適正範囲内であることを確認しております。

○谷元職務代理者 近藤委員。

○近藤委員 それでは、意見のほうを2点ほどさせていただきます。この件、厳正な協議継続、引き続きよろしくお願い申し上げます。

あと、別途のほうの資料でございますけれども、第3工区における基礎配筋施工も確認できますので、大枠のスケジュール表どおり、令和7年度に建屋の工事が一気に進むのかなというふうに私自身見ております。枚方市の今後予測される学校規模適正法にかかってきた場合の学区において、地域の皆様にご納得いただける教育施設のモデルとして、令和8年7月竣工に遅延なきよう努力をよろしくお願いいたします。

意見2点目といたしましては、敷地西側ののり面点検状況の令和6年2月の現状の共有をいただきましたけれども、のり面の排水というのは、昨今の想像を超える大量の降水量に対しまして、非常に防災の観点からは重要なことと考えますので、綿密な設計計画をよろしくお願いいたします。

○谷元職務代理者 他に質問等ございませんか。

本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件3「令和6年度枚方市教育委員会の主要事業の進捗状況について」説明をお願いします。

笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長 続きまして、案件3「枚方市教育委員会主要事業の令和6年度の進捗状況について」ご説明させていただきます。

協議会資料の47ページをご覧ください。

まず、1番の趣旨でございますが、教育委員会では、第5次枚方市総合計画や枚方市教育大綱を踏まえながら、「枚方市教育振興基本計画」を策定しております。本計画では、本市の教育目標や、その目標を実現するための方向性を示す10の基本方策を定めております。

その基本方策の具体化を図るための取り組みにつきましては、本計画において毎年六月を経過

した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものとしております。

このたび、令和6年9月30日現在における主要事業の進捗状況を取りまとめましたので、ご報告を行うものでございます。

次ページの2、内容でございますが、恐れ入りますが、別紙「枚方市教育委員会主要事業の令和6年度の進捗状況（令和6年9月30日現在）」をご覧ください。

まず、50ページから53ページにかけまして掲載しております「枚方市教育振興基本計画に係る主要事業の一覧」でございますが、こちらでは教育振興基本計画の10の基本方策ごとに、具体化を図るための主要事業の一覧をお示ししております。

なお令和4年度から、これらの主要事業のうち主立ったものの半数程度をピックアップして進捗状況の報告を行っておりまして、一覧の中で黄色の網掛けをしている事業がこれに該当するものでございます。なお、今年度ピックアップしている事業につきましては、経年比較の視点から昨年度と同様の事業を基本に新規事業を追加し、再掲分を除きまして68事業中25事業をピックアップいたしております。

53ページの中段でございますが、「表中の凡例」ということで記載をしております。まず、指標のめざすべき方向の表記について、矢印の先が横線に向かっているものにつきましては、実績値が目標値へ到達することをめざすもの、横線が矢印の反対方向に位置しているものは、実績値が目標値を上回ることをめざすものとなっております。

また、令和6年度の取り組み実績欄の記載につきましては、当該事業の取り組み実績を表すものには文頭に黒のひし形マークを、また当該事業の課題を表すものにつきましては、文頭に白のひし形マークをつけることで、実績と課題を明確にしているものでございます。

続きまして、資料の見方・構成についてご説明させていただきますので、54ページをご覧ください。

まず、主要事業につきましては、教育振興基本計画で示す基本方策ごとにまとめており、ここでは、基本方策1の「確かな学力と自立を育む教育の充実」について取り組みの方向を記載しておりまして、主要事業に関連する箇所には下線を引いております。

次ページ以降にその基本方策に該当する主要事業の状況を表形式で掲載しておりますが、幾つかの事業を抜粋して、簡単ではございますがご説明させていただきたいと思っております。

まず、58ページをご覧ください。

1-⑦、読書活動推進事業でございます。まず、簡単にシートの構成についてご説明させていただきますと、構成としましては、左上から事業名称、担当課、令和6年度の事業費、その下に事業概要、事業の達成度を測る指標、令和6年度の取り組み実績、これまでの点検評価員等からの主な意見、関連計画等を順に記載するという構成になっておりますが、令和6年度の指標の達成度やその下の取り組み実績の欄については、令和6年9月30日現在の内容となっております。

本事業は、担当は教育指導課でございますが、児童・生徒の言語能力を育むため、学校司書と司書教諭の連携や、市立図書館との連携による学校図書館の環境整備や活用の推進などにより読書活動の充実を図るものですが、本事業の指標につきましては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、学校の授業時間以外に「読書を10分以上する」本市の児童・生徒の割合とし

ておりますが、令和6年度の同調査においては当該設問がなかったことから、現時点では設問なしのため評価不能としております。

次に、59 ページをご覧ください。

1－⑨、学力向上推進事業（放課後自習教室事業）でございます。本事業の担当は教育指導課で、令和5年度から、小学生における放課後自習教室は「放課後オープンスクエア」において学びの場を提供することとしたため、本事業は中学生を対象に民間のノウハウを活用した学習教室を実施するなどの支援を行うものとなっております。そのため、令和4年度から5年度にかけて実績値である放課後学習教室の実施回数が大きく減少しておりますが、今年度の進捗状況では、昨年度の同時期比較でいきますと同程度となっております。

次に、61 ページをご覧ください。

2－⑤、学校水泳授業民間活用事業でございます。担当課は教育政策課、新しい学校推進課、教育指導課でございます。本事業は、小学校の水泳授業について、児童の泳力向上、水泳授業に係る教員の業務改善、学校プールに係る維持改修費用の縮減などを目的に令和4年度から実施しております。令和6年度の実績については、今年度予定の学校については全て実施済みのため、これが通年での実績値となっております。指標の達成度が92.31%となっておりますが、下の令和6年度の取り組み実績にも記載しておりますとおり、氷室小学校におきまして、入札不調によりスタッフ派遣による民活ができなかったことによるものです。

また、この後の案件でもご説明しますが、今年度の本事業についての今後の考え方について整理を行う予定となっております。

次に、65 ページをご覧ください。

2－⑩、小学校給食無償化事業でございます。担当課はおいしい給食課で、本事業につきましては、今年度新規事業としまして令和6年度の2学期から無償化に取り組んでいるもので、指標としては事業概要のところにも記載の整備項目の達成率としておりまして、今年度の実績は100%となっております、下の取り組み実績にも記載しておりますが、混乱なく無償化を開始しているところでございます。

次に、66 ページをご覧ください。

2－⑪、中学校給食における全員給食実施事業でございます。こちらも担当課はおいしい給食課になっておりまして、本事業は既存の2－⑬、中学校給食充実事業から分離する形で、今年度新規で主要事業としているものであり、指標については、持続可能な中学校給食の運用開始に必要な整備達成率としております。事業内容につきましては、後ほど案件6と関連いたしますので、ここでは説明は省略させていただきます。

次に、67 ページの2－⑫、中学校部活動地域連携事業をご覧ください。担当課は教育指導課でございます。こちらも本年度、新たに主要事業に設定したもので、本事業は中学校の部活動について、国のガイドラインを踏まえ、本市の実情に合った「ひらかたモデル」の策定に向け協議、検討や、地域部活動の試行実施を行うものでございますが、指標としまして「休日に顧問教員なしで活動する中学校部活動及び地域クラブ数」としておりまして、現時点で2クラブで実施しており、目標に対しての達成度は33.3%となっております。

次に、72 ページをご覧ください。

4-①、支援教育推進事業でございますが、担当課は支援教育課でございます。本事業は、発達障害の児童・生徒への支援のための専門家の派遣や、支援教育コーディネーターの活動支援や支援を必要とする児童・生徒のための加配職員の配置、自校式通級指導教室の設置・拡大など、学校や児童・生徒などの支援を行うものでございますが、ページ中ほどの取り組み実績では、支援を必要とする児童・生徒が年々増加しているため支援のための人員の確保や、物品や設備などの物的な面での拡充が課題の1つとされております。

次に、少し飛びますが81 ページをご覧ください。

7-④、生徒指導充実事業（枚方市生徒指導体制充実事業）でございます。担当課は教職員課、児童生徒課となっております。本事業は、生徒一人ひとりに応じた支援や生徒指導体制強化のため専門家との連携や講師の加配などを行うほか、教職員への研修などによりいじめや暴力行為などへの適切な対応を図るものでございますが、ページ中ほどの取り組み実績に記載の課題としましては、実績値が昨年度の1学期末時点での実績を下回っておりますが、その理由といたしましては、各学校が一人ひとりの児童・生徒に丁寧に対応している結果や、コロナが5類に移行したことにより様々な学校行事が元に戻り、コミュニケーション体験が不足した状態で児童・生徒間の交流が活発になったといったことなどが理由ではないかと考えられております。

次に、84 ページをご覧ください。

7-⑩、不登校児童・生徒支援事業でございます。担当課は児童生徒課となっております。本事業は、不登校の兆候が見えた児童・生徒への適切な支援により未然防止に努めるとともに、不登校児童・生徒に対して教育相談や学習支援などを行うものでございますが、ページ中ほどの取り組み実績では、今年度オンラインを活用した支援などの取り組みを進めております。また本事業については、児童・生徒が常にどこかにつながった状況が必要であるということの点検評価員からの意見がございますので、そういった意見も踏まえまして指標の見直しを行っております。

続きまして、90 ページをご覧ください。

9-①、社会教育活動推進事業でございます。担当課は教育政策課で、本事業は社会教育を推進するため各種講座等を行うものでございますが、この間のコロナ禍により様々な講座やイベントなどの中止などにより落ち込んでいた社会教育事業への参加者数を、令和3年度から5年度の3年間で回復を図ることを目標に設定しておりましたが、令和5年度時点で目標に到達していないことから引き続き昨年度と同様の目標としており、年度途中の実績としましては、昨年度同時期の1,811人を若干下回る1,569人となっております。

ページ中ほどの取り組み実績に記載の課題といたしましては、市民ニーズに合ったテーマの設定や開催手法、周知方法などに課題があると考えており、アンケート結果や社会教育委員会議等でのご意見などを参考に改善を図っていきたいと考えております。

最後になりますが、98 ページをご覧ください。

10-⑩、総合型放課後事業でございます。担当課は放課後子ども課で、本事業は全ての児童が放課後を安心して過ごし、多様で自主的な活動に参加できる環境として、「放課後オープンスクエア」と「留守家庭児童会室」を一体的に運営する「総合型放課後事業」として、民間活力を活用

しながら令和5年度から全小学校で実施しておりますが、指標としている全児童に対する放課後オープンスクエア利用者及び留守家庭児童会室入室児童の割合は 55.14%と昨年度末実績を上回っている状況でございます。

大変簡単ではございますが、幾つかの事業を抜粋してご説明させていただきましたが、委員の皆様からも各事業につきましてご意見・ご質問などをいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、協議会資料 48 ページにお戻りください。

3、今後の予定」でございますが、教育委員会協議会終了後、修正等が必要な場合は対応などを行った上で速やかにホームページで公表し、市民に広くお示しするものでございます。

以上、長くなりましたが、案件3のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等はございませんか。

それでは、私のほうから3点ほどお伺いします。資料 55 ページの基本方策1-①、小中一貫教育推進事業についてです。令和6年度の結果を見ますと、小学校においては国語・算数、中学校の国語・数学と全国の平均を上回っていることから、おおむね成果が出ていると捉えることができます。指標における「目標値の根拠」では、算数・数学が「全国平均×1.01」になっておりますが、数値の説明を改めてお伺いしたいなというふうに思います。

吉川教育指導課長。

○吉川教育指導課長 全国学力・学習状況調査の学力調査は、それまで主に知識を問うA問題と、主に活用の力を問うB問題に分けて出題されていた問題形式から、令和元年度に知識と活用を一体的に問う問題形式に変更となり、現在に至ります。

令和元年度までの「目標値の根拠」は、国語、算数・数学のいずれも全国平均としておりましたが、新型コロナウイルス感染症により中止となった令和2年度を挟み、令和3年度から現状と同様の「目標値の根拠」となりました。

令和3年度に、令和元年度の結果をもとに「目標値の根拠」を見直しました。令和元年度実施の学力調査の結果が小中学校ともに国語科は全国平均より下回っており、算数・数学はいずれも全国平均より上回っていたことから、国語は全国平均、算数・数学は全国平均より少し高い「全国平均×1.01」を目標値の根拠として示すこととしております。今後も各教科の結果を見ながら、適切で分かりやすい指標となるよう適宜見直してまいります。

○谷元職務代理者 状況は分かりました。令和6年度の成果が小中学校の国語、算数・数学、全てにおいて全国平均を上回ったという成果について、こういった取り組みがこのような成果につながったと考えているのか、事務局の見解をお伺いしたいと思います。

吉川教育指導課長。

○吉川教育指導課長 お答えします。令和6年度の成果について具体的に申し上げますと、国語については正答数が多い集団において全国よりも上回っていることから、日頃の取り組みとして、題材に対して論理的に自分の考えをしっかりとめ、自分の言葉で説明できる指導等、研究指定校の取り組みが徐々に市内全体に普及してきた成果が出ているのではないかと考えています。神戸常磐大学の山下教授による枚方市全体への指導助言や研究指定校へのサポートなど、これまで

時間をかけてきたものが少しずつ数値として表れてきていることから、引き続き取り組みを促進させていきたいと思います。

また、算数・数学については、正答数が少ない集団において全国よりも上回っていることから、個に応じた丁寧な指導など、個別最適な学びに資する課題の提示や支援、また学んだことを共有しながら学びを深める協働的な学びの取り組みが成果として出ているのではないかと考えています。

国語、算数・数学のみならず、個に応じた学びを通して自分で解決する力を育成しつつ、成功体験を積み重ねて、自信を持って取り組める子どもたちの育成を引き続き支援してまいります。

○谷元職務代理者 枚方市全体の状況についても分かりました。成果については、引き続き継続して取り組んでいただきながら、各校における課題もあるかと思います。そういった各校の課題感、困り感に対してどのような指導助言、または支援を行っていく予定でしょうか。お伺いします。

吉川教育指導課長。

○吉川教育指導課長 各学校が全国学力・学習状況調査の結果をもとに自校の課題について分析を進め、どのように対応していくか手だて等の対策をしているところです。各校の状況は、教育委員会事務局としても把握はしております。その学校の困り感に対応すべく、学校課題に応じた支援を教育指導課が伴走しながら、可能な限り早期に取り組んでまいります。

○谷元職務代理者 それぞれご回答ありがとうございました。枚方市全体の全国学力・学習状況調査の成果については、引き続き継続して取り組んでもらいたいと思います。これは意見ですけれども、吉川教育指導課長からは、学校における課題について、困り感に対応すべく学校課題に応じた支援を教育指導課が伴走しながら、可能な限り早期に取り組んでいくとのご回答でした。早期に取り組まれるようお願いしておきます。

各校の状況を教育委員会事務局としても把握しているとのことですが、学習状況調査の結果から、学力だけでなく情報教育や人権教育、子どもたちの生活面や読書週間など、様々な課題も分析から見えてきていると考えます。令和6年度の主要事業の進捗状況につきましては、それらの課題を事務局で情報共有し、連携・協力しながら進捗状況を教育委員会全体で一元管理し、課題の解決に向けて取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

他にご意見・ご質問等ございませんか。本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件4「枚方市教育振興基本計画の見直しについて」説明をお願いします。

笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長 それでは、案件4「教育振興基本計画の見直しについて」ご説明させていただきます。

資料の99ページをご覧ください。

1、政策等の背景・目的及び効果についてですが、本市教育施策の中長期的な方向性を示す枚方市教育振興基本計画につきましては、令和5年6月に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画や、令和6年3月に策定されました新たな枚方市教育大綱などを踏まえた計画の見直しに取り組んでおりまして、このたび「教育に関する事務の点検及び評価」にも関わっていただいております学識経験者からのご意見なども踏まえ、見直し案をとりまとめましたので、その内容について

てご説明するものでございます。

資料 100 ページをご覧ください。

2、内容でございますが、枚方市教育振興基本計画は、平成 28 年度に策定し、令和 9 年度までの 12 年間の計画期間とするものでございますが、おおむね 4 年を目途に取り組みの検証・評価を行った上で見直すこととしており、このたび国の教育振興基本計画や新たな枚方市教育大綱に掲げる重点方針などを踏まえるとともに、毎年度「教育に関する事務の点検及び評価」に携わっていただいている学識経験者のご意見なども踏まえ見直しを進めているところで、今後パブリックコメントも実施していく予定としております。

101 ページをご覧ください。

本計画の見直しにおきまして、重点的に進める取り組みとしまして、枚方市教育大綱の重点方針を踏まえ、今後おおむね 4 年間で重点的に進めるべき取り組みの設定などを行っておりまして、ここに 5 項目ほど記載しております内容を中心に、計画見直しの詳細につきましては、資料 105 ページ以降に添付しております「枚方市教育振興基本計画（見直し案）」に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料の 106 ページから 107 ページにかけての目次をご覧ください。

本計画につきましては、記載のとおり 4 章立ての構成となっておりますが、第 1 章と第 3 章につきましては、12 年間の計画期間を通じた基本的な内容を記載しており、後ほどご説明しますが、一部を除いて修正は行いません。

110 ページをご覧ください。

第 2 章の「教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取り組みと課題」の 1、教育を取り巻く現状では、前回の見直し後の教育に関する国や世の中の動きについて、7 項目について新たに作成しております。

まず、①のグローバル化する社会の持続的な発展、②誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進、111 ページの③共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーションの進展の以上の 4 項目につきましては、主に国の第 4 期教育振興基本計画に示されている基本的な方針を参考に、教育を取り巻く社会情勢の変化や国の動向などについて記載しております。

また、112 ページの⑤いじめの防止・早期解決に向けた対応、⑥不登校児童・生徒への支援、113 ページの⑦子どもの貧困問題への対応については、現行の教育振興基本計画から項目を引き継ぎながら、この間の国などの動きや、新たな枚方市教育大綱の内容を反映させる修正を行っております。

なお、各項目の構成につきましては、前段部分で国の動きや社会情勢の変化などについて記載し、後半部分ではそれを踏まえた本市での課題や取り組みなどについて記載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

114 ページをご覧ください。

第 2 章の 2、枚方市における教育の主な取り組みと課題でございますが、ここにつきましては本計画に定める 10 の基本方策ごとに、前回、令和 2 年度の見直し以降の主な取り組みや課題に

について記載しており、先ほど見ていただきましたこの間の国等の動きや、毎年度実施している「教育に関する事務の点検及び評価」などでいただいているご意見などを踏まえ、現行の計画をベースに全面的に内容の確認と見直しを行っております。

122 ページをご覧ください。

ここでは、10 の基本方策に加えまして、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえまして、令和2年以降、この間のコロナ禍における対応についての成果や課題について記載しております。

124 ページをご覧ください。

第3章の「枚方市の教育がめざすもの」につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、基本的には本計画の柱となる部分で、12 年の計画期間を通して変わらないものと考えておりますが、125 ページに記載の2、教育目標については、一部修正を行っております。

「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく」というところにつきましては変わりありませんが、その下のサブテーマについて、現行の計画では「～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支援、可能性を最大限に伸ばす～」としておりますが、ここで記載の「自立、協働、創造」という言葉につきましては、平成 28 年度の本計画の策定時に国の第2期の教育振興基本計画を参酌し、本市の教育目標に設定していたものですが、第3期を経まして、国の第4期教育振興基本計画において、「自立、協働、創造」の考え方に変化があったことを踏まえ、前半部分を「個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし」と修正を行っております。また、その理由については、ページ一番下の4つ目の「○」以下の部分に記載しております。

126 ページからの第4章でございますが、こちらでは「めざすべき教育を実現するために」として、本市の教育の方向性を示す 10 の基本方策を設定しておりますが、今回、基本方策自体の見直しは行ってはおりません。

127 ページをご覧ください。

ここでは、第4章の2、重点的に進める取り組みとしまして、先ほど協議会資料でも少し触れましたが、教育大綱の重点方針などを踏まえまして、今後おおむね4年間で進めるべき重点的な取り組みを示しており、これらの内容につきましては、129 ページ以降の具体的な各基本方策の取り組みにも反映しております。

129 ページをご覧ください。

これに加えまして129 ページ以降では、10 の基本方策に基づく取り組みとしまして、基本方策ごとに第2章で記載した課題や新たな教育大綱、また「教育に関する事務の点検及び評価」などのご意見や、教育に関するこの間の本市での取り組みなどを反映した修正を行っております。

ここで、今回の見直しに係る主な取り組みにつきまして、先ほどの資料 101 ページでも記載しておりました5つの項目がございますが、その項目に沿って第4章の見直し案をご覧くださいながらご説明させていただきます。

まず1点目の「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実と、課題解決型学習（PBL）など子ども主体の学習活動の推進」につきましては、主に新たな教育大綱の重点方針の1－2、問題発見・解決能力の育成や、国の教育振興基本計画などの内容を反映させたもので、129 ページ

の基本方策 1 の 2 段落目や 5 段落目の部分に具体的な内容を記載させていただいております。

次に、132 ページをご覧ください。

2 点目に記載しておりました「障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の充実と、自校式通級指導教室の拡充」につきましては、主に新たな教育大綱の重点方針 3－4、『「ともに学び、ともに育つ」教育、支援教育の充実』の内容や、国の教育振興基本計画、また現在、教育委員会で取り組んでおります通級指導教室の拡充などを反映させたもので、132 ページの基本方策 4 の 3 段落目、「障害のある子どもの教育機会」といった部分に具体的な内容を記載しております。

次に、133 ページをご覧ください。

3 点目に記載しております「幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みなど、幼児期・児童期の教育の円滑な接続・連携の推進」につきましては、主に新たな教育大綱の重点方針 5－1、「遊びから学びへの接続の充実」や、現在取り組みを進めております幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みなどを反映させたもので、133 ページの基本方策 5 の 2 段落目の後半部分でございます。「また、小学校区ごとに作成する」というところがございますが、その部分に具体的な内容を記載しております。

次に、135 ページをご覧ください。

4 点目の「不登校児童・生徒の状況に合わせた居場所の拡充など、社会的自立に向けた取り組みの推進」につきましては、新たな教育大綱においても重点方針 5－2 に「不登校の防止、早期解決」としまして引き続き重視されていることや、「教育に関する事務の点検及び評価」におきましても社会とのつながりの確保についてご意見をいただいていることなどを反映させたもので、前のページから続いております基本方策 7 の下から 2 つ目の段落でございますが、「児童・生徒の不登校の兆しにも」といったところに具体的な内容を記載しております。

次に、最後の「学校施設のバリアフリー化や空調の更新、照明設備の LED 化による ZEB 化など、良好な学習環境の整備」につきまして、新たな教育大綱の重点方針の 4－3「学校園の教育環境整備」の記載などを反映させたもので、ただ今ご覧いただいております 135 ページから 136 ページにかけての基本方策 8 の 2 段落目の部分、「学校施設のバリアフリー化については」といったところに具体的な内容を記載させていただいております。

以上が今回の見直しによる主な変更点のご説明となりますが、これ以外にも新たな教育大綱の反映や、この間の取り組みによる時点修正など、各基本方策の取り組みに反映する修正を行っております。

資料の 102 ページにお戻りください。

3、今後の予定でございますが、本計画の見直しにつきましては、今後、令和 6 年 11 月 25 日開催の教育子育て委員協議会にて議会へ説明を行った後、12 月上旬からパブリックコメントを実施する予定であり、見直しの確定に当たりましては、教育委員会定例会にてご審議をいただく予定でございます。

4、総合計画等における根拠・位置づけ、5、関係法令・条例等、103 ページの 6、事業費・財源及びコストにつきましては記載のとおりでございます。

また、104 ページには参考資料としまして、8月の教育子育て委員協議会資料にも掲載しております見直しの進め方のイメージ図を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、長くなりましたが、案件3「教育振興基本計画の見直しについて」のご説明とさせていただきます。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

それでは、私のほうから意見を述べたいと思います。詳細な説明をどうもありがとうございます。枚方市教育振興基本計画は、平成28年から令和9年度までを計画期間としていることから、先ほどの説明もありましたように計画の柱、骨格となる計画の位置づけや教育目標については原則見直しの対象とはしていないということのようで、ただし教育目標のサブタイトルである「自立・協働・創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす」という文言を「個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす」に見直しておられます。本市において個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善については、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することが重要であり、個人と社会のウェルビーイングの実現をめざすことが求められていることから、このような修正が行われたものと認識しております。

また、令和6年3月に策定された枚方市教育大綱の重点方針を踏まえ、社会を生き抜く力の育成をはじめとして、5点の重点的に進める取り組みが示されています。重点的な取り組みとして、自ら考え、対処する課題解決型学習（PBL）などの子ども主体の学習など、具体的な取り組みが記述しており、大変分かりやすい内容になっているというふうに思います。

「教育に関する事務の点検及び評価」に携わっていただいている学識経験者からのご意見を踏まえ、教育政策会議で述べました私たち教育委員の意見も反映した内容になっています。

12月上旬から下旬にかけてパブリックコメントの実施が予定されています。広く市民の皆様のご意見をお聞きし、枚方市教育振興基本計画の見直し作業を進めていただきますよう、改めてよろしくお願いいたします。

他にご意見・ご質問等はございませんか。

本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件5「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について」説明をお願いします。

笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長 それでは、案件5「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について」ご説明させていただきます。

協議会資料の148ページをご覧ください。

1、政策等の背景・目的及び効果についてでございますが、本市小学校の水泳授業における民間活用については、これまで令和3年度に作成しました「基本的な考え方」を基に、令和4年度から順次実施してまいりました。しかし、その後の物価高騰などの社会状況の変化や、事業実施の中で見えてきた課題への対応などについて整理を行い、新たな考え方についてとりまとめまし

たので、内容についてご報告するものでございます。

149 ページをご覧ください。

2、内容でございますが、今回、考え方の整理などを行いました主な内容等について、簡単に記載しております。1の考え方の整理でございますが、1点目としまして、民間施設の受入れ枠を効率的に利用するため、水泳授業を3学期までを含めた通年で実施することや、学校から民間施設までの移動距離について、従来10分以内程度を目安としておりましたが、これを最大20分程度としても一定効果的な指導時間が確保できると考えておまして、こういったことを前提に、おおむね全小学校での施設利用が可能になるのではないかと考えております。

2点目でございますが、民間活用につきましては、施設利用を優先的に考え、移動時間や大規模校などで施設利用が困難といった課題がある学校につきましては、当面の間、スタッフ派遣についても検討することと考えております。なお、市保有プールの活用により、移動時間の問題は解消の可能性があると考えております。

3点目としましては、施設利用を行う学校については、その後の学校プールの維持管理は行わないものとし、何らかの事情により民間施設が利用不可となった場合には、他の民間施設や中学校など、他の学校プールの利用についても検討していきたいと考えております。

②のコスト試算・比較についてでございますが、今後も学校プールを維持管理し続けた場合には、毎年水道代や薬品代、また施設のメンテナンスにかかるランニングコストや老朽化に伴う大規模改修・改築などの工事費など、プールのライフサイクルコストとして、全小学校分の50年間の合計で約174億円が必要と試算いたしました。

また今後、全小学校に民間活用を拡大した場合の委託にかかる費用としましては、同じく50年間の合計で約115億円が必要と試算いたしました。

検討内容等の詳細につきましては、資料152ページ以降に添付の別紙「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方（案）」に沿ってご説明させていただきます。

資料の154ページをご覧ください。

まず1、これまでの経過では、民間活用に至る経過や、これまでの流れをごく簡単に記載しているものでございます。

次の2、学校プールの状況や水泳授業を取り巻く現状と課題では、（1）では学校プールの老朽化の状況について、（2）では現状の学校プールを使用した水泳授業の状況を、また（3）では、次の155ページにかけまして、令和4年度から実施している民間活用について、その考え方や内容などについて記載しております。

156ページにかけましての（4）では、令和4年度に実施校で行ったアンケート結果などの効果検証について記載しているとともに、現状の課題について記載しております。

また156ページですけれども、3、今後の検討に向けた民間事業者へのヒアリング結果では、8月の教育子育て委員協議会でも議会に報告しました今年度実施した事業者ヒアリングの内容について、検討課題の整理のため改めて記載をしているものでございます。

そして、157ページをご覧ください。

ここの後半からの4、これまでの課題や事業者ヒアリングを踏まえた考え方の整理、ここ以降

が今回の考え方の中心部分となりますが、ここでは全小学校での民間活用を行っていくために検討すべき各課題について、検討した内容などを記載しております。

(1) の実施期間につきましては、事業者ヒアリングでも意見がありましたが、受入れ枠を増やすためには、年間を通した通年での授業実施により施設の受入れ枠を効率的に活用していくことが必要であることから、今後、各学校、民間施設と協議・調整を図ってまいります。

158 ページをご覧ください。

(2) の「授業（移動）時間」につきましては、現状目安としている 10 分以内程度の移動時間では、近くに民間施設がない学校など、移動時間がネックとなり民間活用ができない学校が出るのが想定されるため、本事業の目的である児童の泳力向上に資する指導時間が確保できることを前提に、どの程度の時間を移動に費やすことができるかの検討を行った結果、学校での授業時数の工夫などを併用していただく必要はございますが、最大で移動時間を 20 分程度まで拡大することが可能ではないかと考えております。

(3) のエリアごとの学校と民間施設のマッチングにつきましては、先ほどの (1) の年間を通した授業実施と (2) の最大 20 分の移動時間といった条件で、各学校と民間施設の効率的なマッチングについて検討を行ったところ、1 つの例として、以下の表のような内容となっております。

便宜上、市内を 4 つのエリアに分けて記載しておりますが、ご覧のように可能性としましては、全校での施設利用はできるという結果にはなりますが、民間施設の分布の関係もありまして、中部や東部での実施校が少ないことに比べ、南部エリアで過半数の学校の受入れを行うことになり、一部の学校においては移動時間などに課題が生じる可能性もあることから、現実的にはスタッフ派遣の検討なども必要となるケースが出ることも想定しております。

次に、(4) のバスの確保策につきましては、昨今の運転手不足などによるバスの借り上げ料の高騰などを踏まえ、より確実にバスを確保するためには、授業スケジュールを早期に決定することや、複数年契約などの対応を行っていくことを示しております。

159 ページをご覧ください。

(5) スタッフ派遣についてですが、民間活用を行う上では、基本的には施設利用を優先いたしますが、施設の受入れコマ数や移動距離、また移動手段の確保や大規模校などの課題により施設利用が困難な学校につきましては、当面の間、スタッフ派遣の併用も検討してまいります。

(6) の民間事業者が受入れ不可となった際の対応についてでございますが、民間施設の利用を行う学校については、その後の学校プールの維持管理は行いませんが、何らかの理由で施設利用ができなくなった場合には、他の民間施設への振り替えや、中学校など他の学校プールの活用について学校、事業者と協議の上、対応を検討することといたします。

次に、5、市保有プール等の活用についてでございますが、これまでご説明のとおり、現状においても総数としては全校分の受入れ枠はあり、全校での施設利用の可能性はあるものの、一部の学校におきましては課題が生じる可能性があると考えております。

その解決策の一例としまして、これまでも民間事業者のヒアリング状況などをご説明してまいりました、現禁野小学校の市保有プールを活用した民設民営による新たなプールの整備などにつ

いて、仮にそれが実現した場合の検討結果ということでお示ししております。

160 ページをご覧ください。

次に6、コスト試算・比較でございますが、現状の学校プールを今後も維持管理、改修し続けた場合と、民間活用を推進した場合のコスト試算・比較を行っております。

まず、(1)のコスト試算でございますが、①の学校プールを維持する場合には、管理経費としまして表に記載のようなランニングコストが発生し、年間の管理経費が約91万1,000円、プールの耐用年数を50年と想定した場合、1校当たり合計4,555万円が必要と見込んでおります。また、改修等の工事費につきましては、50年の中で改築を1回、大規模改修を1回行うとした場合、1校当たり計5億5,000万円が必要となる見込みでございます。

以上のような試算から、その下の囲みの部分でございますが、全校で学校プールを改築・修繕・維持管理した場合の50年間の総コストは174億420万円と試算いたしました。

次に、②民間活用を行った場合のコスト試算でございますが、まず試算条件としまして、今後2027度までに全校で民活を行うと仮定した場合、161ページに移りますが、児童一人当たりの委託の単価でございますが、現状一人当たり9,000円としておりますが、物価高騰などを加味し試算上は1万円とすることを前提に、2029年度までの5年間につきましては、毎年度の実施校数の拡大などの状況に合わせた試算を行うとともに、2030年度以降につきましては全小学校での民間活用が続くものと考え、将来推計に基づく各年度の児童数の推移を踏まえていくとともに、バス代につきましては詳細な試算が困難なことから、最大値としまして2029年度と同等の額を見込むなどの条件を設定して委託料の試算を行っております。

こういった試算条件に基づいた試算を行った結果、民間活用にかかる費用の50年の合計額としては、表の下、囲み部分に記載のとおり114億4,785万円と試算しております。その結果、民間活用を行うことにより、今回の試算条件におきましては、50年間トータルで59億2,570万円の効果が出るとの結果となります。

162 ページをご覧ください。

7、今後の方向性でございますが、これまでの効果検証及び課題に対しての考え方の整理、コスト試算・比較なども踏まえた上で、本事業を今後、全小学校に拡大していく方向で、関係部署及び民間事業者との協議・調整などを進めていきたいと考えております。その調整を踏まえ、令和7年度中に本事業の推進に係る当面の年次計画を作成していく予定としております。

163 ページ以降には、学校プールや民間施設の活用状況などについて資料を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、基本的な考え方のご説明となりますが、資料の150ページにお戻りください。

3番、今後の予定でございますが、議会からいただいたご意見なども踏まえ、修正など行った「基本的な考え方」をベースに庁内協議を行い、本事業の推進に係る今後の年次計画を作成する予定としております。

次の4、総合計画等における根拠・位置づけ、資料151ページの5、関係法令・条例等、6、事業費・財源及びコストにつきましては記載のとおりでございます。

以上、長くなりましたが、市立小学校の水泳授業における民間活力の活用についてのご説明と

させていただきます。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

中西委員。

○中西委員 意見だけ言わせていただきます。民間での水泳の授業が始まって3年目になります。

今回この資料をまとめてくださり、とても分かりやすく、見やすくなっています。ありがとうございます。

これまでの経過や現状や課題、各事業者によるヒアリング結果や、それを踏まえての課題、コスト比較も見やすく、学校プールを施設改修し維持した場合と民間活力を拡大した場合のコスト比較を見ても分かるように、圧倒的に民間活力を拡大した場合のほうがコストもよく、さらに教員の負担軽減になり、児童たちの泳力も向上します。バス移動など、民間との調整など課題はたくさんあると思いますが、できるだけ早くこの事業を少しでも多くの児童に経験してもらいたいと思っています。中学校での水泳授業も見学しましたが、小学校の水泳授業はとても重要だと考えています。小学校でできるだけ水に慣れること、泳げるようになることが大切です。

民間施設は1980年代につくられたものが多く、近年、相次いで老朽化などにより閉鎖するところが増えてきています。枚方市は小学校数も多く、民間だけに頼るのは本当に危険で不安しかありません。民間にも寄り添った契約更新になることと、禁野小の跡地活用も同時に考えていかなければならないと思っています。

東京都の世田谷区や中野区、町田市、関西では甲賀市は、中学校のプールが市の温水プールになっています。ため池の多い枚方市にとって、泳ぐこと、水に慣れることは自分の身を守るための大切な時間だと思っています。今後のためにもみんなが使える市の温水プール施設も検討していただきますようお願いいたします。

以上です。

○谷元職務代理者 ほかにご意見・ご質問等ございませんか。本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件6「中学校全員給食について」説明をお願いします。

宮崎おいしい給食課長。

○宮崎おいしい給食課長 それでは、「中学校全員給食について」ご説明いたします。

協議会資料167ページをご覧ください。

1、政策等の背景・目的及び効果でございますが、中学校全員給食については、令和10年2学期の開始に向け、各中学校の配膳室の整備や中学校給食の運用について検討を行うとともに、新たな給食センターをPFI方式で整備するため、PFI事業者の公募・選定に向け準備を進めております。「(仮称)枚方市立中学校給食センター整備事業」については、PFI法の規定に基づき、8月には実施方針並びに要求水準書(案)をホームページにて公表したところでございます。

今後は、「(仮称)枚方市立中学校給食センター整備事業」を進めるに当たり入札説明書等を公表していくことから、本事業の内容等について現在の検討状況を報告するものです。

次のページをお願いいたします。

2、中学校給食センター整備事業における主な考え方についてでございます。事業の概要につきましては、前回の教育子育て委員協議会でご報告をさせていただきました内容と変更はございませんが、①1日当たり最大6,000食（食缶方式）、施設延べ面積2,800平米の4階建て調理場を整備しまして、従来どおり市で食材の調達や和食を中心に献立を作成いたします。

献立内容としましては、主食のご飯・パンと、おかず3品、主菜、副菜、汁物、煮物の献立とし、エネルギー量の関係から小学校給食とは別献立としております。参考までに、現在のランチボックスの給食を盛りつけたイメージ写真を添付しております。

アレルギー対応につきましては、従来からの取り組みのレベルを下げず代替食対応をするともに、アレルゲンの混入や誤配を防止するため、搬入動線から独立したアレルギー対応室を整備いたします。

生徒が使用する食器につきましては、ポリエチレンナフタレート樹脂のものにしまして、特徴としましては、機械での洗浄や乾燥に強く耐熱性に優れており、水に沈むことから浸漬洗浄が可能で衛生的であり、酸やアルカリにも強いなどの特徴がある樹脂製のものとでございます。生徒にとって軽くて扱いやすいものを採用してまいります。

また、栄養士の育成として、大量調理実習の受入れの実施なども実現していきたいと考えております。それらの項目を盛り込んだ内容の入札説明書などを公表していく予定としております。

次のページをお願いいたします。

3、実施時期等でございますが、令和6年12月に入札公告を行いまして、令和7年2月には参加資格審査申請書などの受付、令和7年5月に提案書類の受付を行いまして、6月、7月に事業者選定審査会を経まして、落札者を決定してまいります。9月には定例会議会へ契約締結議案の提出をしたいと考えております。

4の総合計画等における根拠・位置づけ、次のページに移りまして、5の関係法令・条例等につきましては記載のとおりでございます。

6、事業費・財源及びコストでございますが、契約の関係から詳細な説明は控えさせていただきますが、関連事業費も含めまして119億6,543万9,000円を見込んでおります。

財源といたしまして、起債が27億3,540万円、交付金が3億6,217万5,000円、一般財源として88億6,786万4,000円でございます。なお、12月定例会議会に補正予算を提出させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 それでは、1つご質問をさせていただきます。（仮称）枚方市立中学校給食センター特定事業等関連経費といたしまして、119億6,543万9,000円を見込まれているとご説明がありましたけれども、長期的な財政の見通しはされているとは考えますが、再度ご確認させていただけたらと思います。

○谷元職務代理者 宮崎おいしい給食課長。

○宮崎おいしい給食課長 お答えします。中学校全員給食にかかる事業費につきましては、この間、

財政課と協議・調整を行っておりまして、令和6年2月に作成されました枚方市の長期財政収支の見通しでは、中学校全員給食に係る事業費について、計画期間の令和17年度までですが一定反映されております。

○谷元職務代理者　ほかにご意見・ご質問等ございませんか。本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件7「枚方市支援教育充実審議会における検討状況について」説明をお願いします。

秋葉支援教育課長。

○秋葉支援教育課長　「枚方市支援教育充実審議会における検討状況について」ご説明いたします。協議会資料171ページをご覧ください。

1、政策等の背景・目的及び効果についてです。今後の枚方市の支援教育の在り方については、枚方市支援教育充実審議会において現在ご議論いただいているところです。本審議会での議論を踏まえ、令和7年度に答申をいただき、支援教育の充実に反映していく予定です。

現在、本審議会では中間報告のとりまとめを行っているところであり、とりまとめに当たっては、これまで枚方市の支援教育に現状や課題等を総括し、支援教育の在り方についてまとめていただく予定です。

このたびは、令和6年度の現状と、これまでの枚方市支援教育充実審議会における議論及び今後のスケジュールを報告するものです。

172ページをご覧ください。

2、内容につきましては、まず（1）令和6年度の支援教育について、①学校の状況です。こちらは、小学校、中学校における支援学級在籍児童・生徒数、支援学級数、通級指導教室利用者数、通級指導教室数を記載しております。通級指導教室については、利用者数の増加に伴い小学校の自校通級を3教室新設いたしました。

173ページをご覧ください。

こちらには、支援学級数及び支援学級在籍児童・生徒数の経年グラフを示しています。両グラフとも令和6年度は増え方が緩やかになっております。

174ページをご覧ください。

通級指導教室数及び通級指導教室利用児童生徒数の経年のグラフを示しております。中学校においては令和5年度より全校設置、小学校においては令和6年度までに22校設置が進んだことにより、利用児童・生徒数は増加しております。

175ページをご覧ください。

②教職員の状況です。通級指導教室について、小学校25教室分の教員は府費で、中学校21教室中13教室は府費で、残り8教室は市費にて配置しております。

なお、特別支援教育支援員について、通級指導教室設置校に優先的に配置しております。また、支援を必要とする児童が不登校となる傾向があることから、不登校支援協力員未配置校にも優先的に配置しております。

③通級指導教室担当研修についてご説明します。令和5年度は、全11回の研修を実施しまし

た。令和6年度は全15回の予定の中で、地区別の担当者同士の交流や定期的な地区別の研修会を実施し、好事例の共有等を行うことにより教員の指導力の向上に努めています。

176ページをご覧ください。

④特別支援教育支援員の研修についてご説明します。特別支援教育支援員については、令和5年度に新しい職種として雇用時期を前倒しし、3月及び4月に配置前研修、合計6日間を記載の日程で実施するとともに、各学期に1回の研修を実施しました。今年度は、配置前研修を合計3日間、各学期に1回の研修を実施予定です。

⑤LITALICO教育ソフトの活用状況についてご説明します。令和5年度より全校に導入しておりますLITALICO教育ソフトを活用した「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・見直し等の活用については、全小中学校において実施しております。今年度については、4月から7月までの状況ではありますが、教材の利用、ダウンロード件数については令和5年度以上の活用があり、訪問相談及び活用研修等においても複数の学校で実施されております。その他、学校の必要に応じて電話相談対応を多数実施しております。

177ページをご覧ください。

(2) 枚方市支援教育充実審議会における議論の進捗についてご説明します。①「ともに学び、ともに育つ教育」について、及び②日本におけるインクルーシブ教育についての議論での概要です。

枚方市の「ともに学び、ともに育つ」理念については、インクルーシブな社会構築のために大切な理念であることから、肯定的な意見をたくさんいただきましたが、一方で、その概念の共通理解に課題が見られるという意見が出されています。

少人数学級編制(独自)は、枚方市の特徴とも言える取り組みであり、子ども、保護者、教員にとっても通常の学級の一員であるという意識につながっていることから継続が望ましいという意見が上がっている一方、今後は教員不足の問題とともに考えることが大切であるとの声もいただいております。

178ページをご覧ください。

③通常の学級における支援の充実について、及び④アセスメントについてです。

通常の学級の充実については、ユニバーサルデザインは進みつつあるものの、授業づくりや個別最適な学びになっているかという観点からは学校格差があることや、通常の学級における学習面での困難さがあることから支援学級に在籍するという流れがあるが、通常の学級における適切な配慮が前提であること、困り感を適切に捉えるためのアセスメントをはじめとした支援教育に係る専門性の向上方策については、通常の学級担任にも必要であるとの声もいただいております。

179ページをご覧ください。

⑤自立活動について、及び⑥支援学級についてです。

支援学級における自立活動については、通常の学級で力を発揮できることをめざしていることから、適切にアセスメント、評価する必要があること。同時に、課題の克服という観点だけではなく得意分野を伸ばすという観点からも設定し、自尊心を伸ばすよう取り組む必要があるとの声もいただいております。

180 ページをご覧ください。

⑦通級指導教室についてです。通級指導教室については、枚方市は歴史的にも障害のある子どもが通常の学級で共に学ぶことを大切にきてきており、通級指導教室はその理念と合致していると肯定的な意見をいただいた一方、通級指導教室における指導についての担当者の共通理解が課題との指摘もいただいております。

181 ページをご覧ください。

⑧将来的な学びの場の選択についてです。学びの場の選択については、専門的な立場の方が全ての就学相談対象幼児をアセスメントしている自治体もある一方、枚方市では全ての対象幼児に実施しているわけではないことが指摘されています。枚方市では、就学先については保護者の意向を最大限尊重することは評価できるが、適切な学びの場の選択方法については、より検討が必要との指摘をいただいております。

就学相談については、希望があれば全件対応しているということで、保護者に寄り添った対応となっていること、小学校と中学校の支援学級の取り組み内容については学校差が見られることから、小中連携をより丁寧に進め、社会的自立をめざした共通理解をもって取り組むことが必要との声をいただいております。主にこれらの観点について成果と課題を議論の中でまとめています。

182 ページをご覧ください。

3、実施時期等についてです。図にお示ししているとおり、今後のスケジュールとしては令和5年度から令和6年度、第6回までの議論について、中間報告としてまとめたものについて保護者説明を行い、意見聴取を実施してまいります。また、いただいたご意見を踏まえて審議を継続し、令和7年度内に答申をいただく予定です。

183 ページをご覧ください。

4、総合計画等における根拠・位置づけ、5、関係法令・条例等、6、事業費・財源及びコストについては記載のとおりです。

以上、簡単ではございますが、「枚方市支援教育充実審議会における検討状況について」の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

中西委員。

○中西委員 2点質問させていただきます。令和6年度の中間報告をもって保護者説明会を予定していますが、どのように実施される予定でしょうか。また、令和7年度に答申をいただいた際には、教育委員会としてどのような形で学校に対して示していく予定でしょうか。

○谷元職務代理者 秋葉支援教育課長。

○秋葉支援教育課長 失礼します。保護者説明会においては、枚方市支援教育充実審議会における議論の中で出たご意見についてまとめたものを中間報告として説明する予定です。なお、説明会に参加できない方々にも周知できるよう動画配信を予定しております。

本審議会においては、本市が進めてきた支援教育について現状や課題等を総括の上、支援教育の質の向上方策を含めた今後の枚方市の支援教育の在り方についてご議論いただいております。

令和7年度に答申をいただく予定です。答申を受け、本市では「（仮称）枚方市の支援教育の在り方」を定め、これまで学校、教員、保護者、児童生徒、様々な立場で話す際に共通理解を図るための資料となるようめざしてまいります。

○谷元職務代理者 中西委員。

○中西委員 ありがとうございます。2点目です。支援教育のめざすところとしては、これまでも「ともに学び、ともに育つ」教育を大切にしてきましたが、概念の共通理解に課題があるという意見が出ているようです。具体的にはどういったことが課題とされているのでしょうか。

○谷元職務代理者 秋葉支援教育課長。

○秋葉支援教育課長 これまでのご意見の中には、「ともに学ぶ」ことが前提であるとともに、「ともに育つ」ためには、障害や困り感に応じた対応や合理的配慮が必要であるとされていますが、その必要性が理解されていないことがあるのではないかという意見もございました。こういったことから「ともに学び、ともに育つ」ことについて、学校、教員、保護者、児童・生徒等が概念について共通理解を図る必要があるというご意見がございました。

○谷元職務代理者 ほかにご意見・ご質問等ございませんか。
近藤委員。

○近藤委員 1つご質問させていただきます。将来的な学びの場の選択についての中に、支援学級の取り組みに学校差が見られるという意見があったようですが、課題に対する方策などは議論されているのでしょうか。教えてください。

○谷元職務代理者 秋葉支援教育課長。

○秋葉支援教育課長 支援学級の取り組みについて学校差があるという理由については、学校の状況や子どもの困り感、アセスメントによっても異なるのではというご意見もありました。まずは、子どもの困り感を適切に捉えるためのアセスメントを行い、個別の教育支援計画を作成する際に子どもの意見が反映できるような手続を統一する必要性、小中学校においても適切に引き継ぐことや、個別の教育支援計画を大切にしたい支援の必要性についてご議論いただいております。

○谷元職務代理者 ほかにご意見・ご質問等はございませんか。ないようでしたら、本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件8「（仮称）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（素案）等について」説明をお願いします。

交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 次に、「（仮称）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（素案）等について」ご説明させていただきます。

資料184ページをご覧ください。

1、政策等の背景・目的及び効果でございますが、子どもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、「（仮称）枚方市こども計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画として「（仮称）枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画」を策定するに当たり、アンケート調査や事業の取り組み状況を検証し、素案をまとめましたので報告するものです。また、夏季休業期に試行実施した昼食サービスの結果についても併せて報告いたします。

185 ページをお開きください。

2、内容の（１）計画策定の趣旨、位置づけ及び対象等についてでございますが、「放課後行動計画」は、全ての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと、小学校入学以降も子育てしやすい環境整備のさらなる充実に取り組むとともに、放課後児童対策の行動計画として具体的方策や目標を定めます。計画期間は、令和７年度から令和１１年度の５年間の取り組み内容について定めるものです。また、計画策定後は児童の放課後対策審議会で進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行ってまいります。

186 ページをお開きください。

続いて、（２）放課後行動計画（素案）についてでございますが、これにつきましては、後ほど資料１の概要版を用いてご説明いたします。

3、実施時期等でございますが、今後の予定としまして、12 月に児童の放課後対策審議会から答申を受けた後、教育委員会定例会に報告するとともに、パブリックコメントを実施します。令和７年２月には、本協議会に「児童の放課後を豊かにする行動計画（最終案）」についてご報告させていただいた後、３月に計画を策定・公表いたします。

178 ページをお開きください。

4、総合計画等における根拠・位置づけ、5、関係法令・条例等、188 ページ、6、事業費・財源及びコストにつきましては記載のとおりでございます。

188 ページをご覧ください。

7、その他、夏季休業期の昼食サービス試行実施についてですが、これにつきましても後ほど資料３、留守家庭児童会室等での三季休業期昼食サービス試行実施結果報告でご説明いたします。

189 ページをお開きください。

本計画は 11 項の構成としており、まず 1、計画策定の背景・趣旨、2、放課後行動計画の位置づけ、3、放課後行動計画の期間ですが、先ほどご説明したとおりです。

次に、右下の四角囲みにつきましては、本計画の前計画である「児童の放課後を豊かにする基本計画」の基本理念を引き継ぎ、「～子どもの放課後を豊かにする放課後の創造～」についてお示ししております。

190 ページをお開きください。

4、総合型放課後事業の現状につきましては、これまでの事業の取り組みや現状についてお示ししております。

5、放課後行動計画への児童等の意見の反映につきまして、計画の策定に当たって放課後児童対策の満足度やニーズ等を把握するため、児童、児童の保護者、就学前児童の保護者を対象にアンケートを実施しました。また、現場に職員が訪問し、直接利用児童から意見を聴取するほか、枚方市子どもいきいき広場事業の関係者や小学校長、職員や運営事業者にもアンケートを実施しました。併せて、こども計画の策定に当たって実施したアンケート調査の結果も活用しながら、ニーズや意見を反映したより実効性のある計画としています。

191 ページをお開きください。

6、アンケート調査等から見てきたことでは、（１）保護者の暮らしの状況や（２）子育て

の状況では、核家族化やフルタイム勤務の増加による就労形態の多様化や、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化しており、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズが増加していることが確認できました。

また、(3) 留守家庭児童会室について、(4) 放課後オープンスクエアについて、両事業ともに、参加した児童は「とても楽しい」「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が約 90%となっており、それぞれの事業のよいところ、悪いところをお示ししております。

(5) 枚方子どもいきいき広場事業については、地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するプログラムの固定化などが課題であることや、(7) アンケート調査や意見聴取等のまとめでは、児童への意見聴取はおおむねアンケートの結果と同様でしたが、児童が「困ったルール」として大人の都合に合わせたルールも多くありましたが、「走ってはいけない」など、安全・安心に過ごすためのルールを「困ったルール」と捉えている児童も多く、大人の説明不足等により、なぜしてはいけないのか納得できていないと思われるケースもございました。

7、総合型放課後事業の課題では、事業の現状やアンケート調査のニーズ等から見てきたことを踏まえ、事業をよりよいものとするために、充実すべきことや解決すべきことを課題として9つお示ししています。

主なものとしては、①児童の権利の尊重では、職員が子どもの権利について一層理解を深め、行動することが必要であること、こども性暴力防止法を踏まえ、留守家庭児童会室においても防止措置を講じる必要があることを課題としています。

そのほか、③児童の放課後のよりよい居場所づくりでは、アンケート調査において、決まり事が多いなど窮屈に感じている児童の声も多くあったことから、居場所づくりについて改めて考えるとともに、児童の主体性を重視した運営や、児童の遊びや生活の場として必要な環境整備を進めていく必要性について示しています。

⑥就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続につきましては、就学前施設との情報共有や交流が十分図られていないことを課題として上げております。

⑨子育てしやすい環境づくりでは、保護者の就労が多様化する中で、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなどの問題や保護者のニーズも多様化しており、児童や保護者に寄り添った施策の充実が求められていることを記載しております。

192 ページをお開きください。

8、放課後児童対策の考え方と方向性でございますが、2つの考え方を柱とした総合型放課後事業の方向性を示すものとし、左ページに(1) 総合型放課後事業による全ての児童の放課後の居場所づくりの推進、右に(2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備を掲げております。

(1) 総合型放課後事業による全ての児童の放課後の居場所づくりの推進については、家庭や学校以外の第3の居場所として、全ての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができるよう、放課後児童対策の取り組みを一層強化いたします。その中で、居場所は子どもが感じることで、大人が居場所づくりを行うため、そのギャップを埋めるために児童の視点に立って、児童の意見

を聞き、共に居場所をつくることを大切に取り組んでまいります。

そして、子どもの権利を尊重し、児童が気持ちを表現できる環境づくりを進めるため、①留守家庭児童会室等での人権教育の推進などの基本的な事項をはじめとし、12 の方向性を示しております。

右ページの（２）総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備につきましては、核家族化や保護者の就労形態が多様化する中で、就学後も仕事と子育ての両立が図られるよう児童や保護者により添った施策の充実に努め、①保護者ニーズに合った事業の充実に努め、3つの方向性を示しております。

193 ページをお開きください。

9、放課後児童対策の目標事業量及び取り組み指標でございますが、年度ごとの小学校の児童数推計と総合型放課後事業実施後の利用実績等を踏まえ、総合型放課後事業の各事業の量の見込みを算出するとともに、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み指標を設定しています。

194 ページをお開きください。

10、放課後児童対策の具体的方策でございますが、総合型放課後事業の考え方と方向性に基づき、目標事業量等の目標達成に向け、今後の放課後児童対策の具体的方策を定めるものです。具体的な方策は、これまでに取り組んできたものでさらに充実する必要のあるものを「拡充」とし、事業を検証した中で新たにに取り組むべきものを「新規」としております。

主には、国から示された方向性やアンケート調査によるニーズ、児童の放課後対策審議会からの意見等について施策に反映しており、新規につきましては、ページ左（１）⑤総合型放課後事業の質の向上と連携の中の「総合型放課後事業の運営に児童の意見が反映できる仕組みづくり」や、ページ右（２）①保護者ニーズに合った事業の充実の中の続きとなりますが、195 ページ、「留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加及び放課後オープンスクエアの運営時間の検討」、そのほか（１）⑦施設等の環境整備で「学校施設の有効活用を含めた老朽化対策計画の策定」を盛り込んでおります。また、矢印が検討で終わっているものにつきましては、予算措置が必要ななど、今後施策の方向性を検討し、計画期間内に実施可能かどうかも含めて判断してまいります。

右ページ、最後の 11、放課後行動計画の推進体制としまして、計画策定後も庁内委員会や外部審議会などの評価会議体制に基づき、様々な視点によりご意見をいただきながら、適切に進行管理を行い、継続的に改善・見直しを図ることといたします。また、総合型放課後事業は始まって3年目の事業であることから、将来にわたって児童によりよい居場所となるよう、今後も事業の在り方について議論を重ねてまいります。

236、237 ページについては、今回、審議会委員から素案についていただいた意見を掲載しています。主には数値目標の表し方や、国の放課後児童クラブ運営指針の改正が反映されているのかなどについてですが、既に一部修正を行っているものもありますが、これらの意見をもとに素案の修正を行ってまいります。

素案の説明については、簡単ではございますが以上とさせていただきます。

恐れ入りますが、238 ページをご覧ください。

資料 3、留守家庭児童会室等での三季休業期昼食サービス試行実施結果報告となります。これまでから保護者から要望を受けていました三季休業期の昼食サービスについて、事業の実施方法等を検証するため、公民連携プラットフォームの仕組みを利用して、夏季休業期に試行実施した結果の報告をするものです。

2、試行実施期間、3、試行実施した施設・対象者、4、事業の概要は記載のとおりです。

5、利用状況ですが、留守家庭児童会室の利用率は 12.5%、放課後オープンスクエアでの利用率は 6.9%となっています。

239 ページをご覧ください。

6、アンケート調査結果でございますが、試行実施校 11 校の児童とその保護者を対象としてアンケート調査を実施しました。アンケートを通じて、児童からは今回のお弁当に対して、「おいしかった」「食べてみたい」との声が多くありましたが、夏休みにどんなお昼ごはんが食べたかについては、「家庭のお弁当が一番よい」との声が最も多くなっています。保護者からは、価格やメニューについて改善を求める声があるものの、多くの保護者が昼食の選択肢の 1 つとして事業実施を望んでいることが確認できました。

7、課題と今後の方向性に記載しておりますが、今回の試行実施によって、これまで課題としていた注文の集計や集金を要することなく、昼食の選択肢が増えたことにより保護者がお弁当をつくる負担軽減が図られたと考えています。

今後は、アンケート結果を踏まえ、子どもたちに合った量やメニュー、価格設定の検討や全校での実施に向けた事業者の開拓などを進めるとともに、経済的困難を抱える家庭等など、長期休業期間中の食事について配慮が必要な児童への対応など福祉的な観点も含めて検討してまいります。

240 ページの 8、冬季休業期の試行実施についてをご覧ください。

夏季休業期と同様に公民連携プラットフォームの仕組みを利用して試行する予定で、アンケート調査結果を踏まえまして、事業者と調整を行っているところです。また、対象施設につきましては、夏季休業期の試行実施に加えまして、お弁当提供事業者が対応可能な施設を追加予定して実施する予定です。

アンケートの内容につきましては、参考資料として添付しておりますので、後ほどご確認ください。

説明につきましては以上でございます。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

大中委員。

○大中委員 ご説明ありがとうございました。私のほうから 2 点質問させていただきます。

まず 1 点目、行動計画（素案）の中で、227 ページの 8、放課後児童対策の考え方と方向性では、まず（1）総合型放課後による全ての児童の放課後の居場所づくりとして、家庭や学校以外の第 3 の居場所として、全ての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができるよう、放課後児童対策の取り組みを一層強化することや、児童の視点に立って、児童の意見を聞き、共に居場所を

つくすることを大切に取り組むとされています。

その中で一番初めに、①留守家庭児童会室等での人権教育の推進で「子どもの権利」についても述べられています。「子どもの権利」が保障されるためには、児童に関わる職員一人ひとりがその権利について一層理解を深め、行動していくことが必要だと思いますが、職員の理解を深めるために例えば現在どのような研修をされ、今後どのように充実させていこうと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○谷元職務代理者 交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 職員に対する人権研修につきましては、毎年、年 12 回の基本研修の中で、必須の項目として複数回実施しております。近年は特に「子どもの権利」をテーマに取り上げ、子どもに関わる大人が子どもの権利を守るための義務や、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重などについて学ぶ機会としています。研修は、講義形式で知識を得るだけではなく、職員が自ら考え、行動できるよう、事例に基づきグループでディスカッションして、視野や思考の幅を広げるような工夫を行っております。

今後、こうした取り組みを積み上げ、児童一人ひとりの人格を尊重して育成支援が行えるよう努めてまいります。併せて、子どもたちにおいても自らの持つ権利について知り、生活や遊びに影響のある事柄に関して気持ちや意見を表現できる環境づくりと、権利を尊重する態度を育めるような取り組みを一緒に進めていきたいと考えております。

○谷元職務代理者 大中委員。

○大中委員 ありがとうございます。ご説明のとおり、大人たちだけでなく、子どもたちが、自分が持つ権利を知る機会をつくること、それを安心して主張できる場があることが安全安心な学校空間につながると考えます。今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきたいと思います。205 ページになります。行動計画（素案）の中で、「アンケート調査等から見えてきたこと」として、児童へのアンケートも抜粋して掲載されています。その中で、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアともに、参加している児童については「楽しい」「まあまあ楽しい」と肯定的な回答をした児童が9割程度となっています。これについてはとても素晴らしいことだと思いますが、その中で事業の悪かったことについては、「留守家庭児童会室はトイレが汚い」「本や漫画、おもちゃなどの遊び道具が少ない」、放課後オープンスクエアにおいても「本や漫画、おもちゃなどの遊び道具が少ない」「好きな場所で遊べない」といった運営や施設の環境設定的な課題が上がっています。よりよい居場所とするためには早急に対応すべきだと思いますが、これらについてはどのように改善していかれるつもりでしょうか。

○谷元職務代理者 交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 留守家庭児童会室のトイレ等の施設改善につきましては、喫緊の課題と考えており、子どもが明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに過ごすことのできる場を保障するために、学校の実情に応じ、学校施設の有効活用なども含め、速やかに取り組みを進めていく考えです。

また、オープンスクエアの施設の利用につきましては、放課後の居場所を豊かにする観点から、

児童の要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用が進むよう、学校施設の活用に当たっての管理運営等にかかる学校との取り決めなどを進めていく予定です。また、本や漫画、おもちゃなどの遊び道具につきましては、子どもたちの遊びが広がるよう予算の確保に努め、充実してまいります。

○谷元職務代理者 大中委員。

○大中委員 ありがとうございます。以下、私の意見として述べさせていただきます。行動計画（素案）の中で、「アンケート調査等から見えてきたこと」として、保護者の暮らしの状況や子育ての状況では、核家族化やフルタイム勤務の増加による就労形態の多様化が進んでおり、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題について、不安や要望が寄せられていました。保護者のニーズも多様化しており、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長、朝の保育などの保護者ニーズが増加していることが見受けられました。素案の中でも、保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行い、児童が楽しく安全に過ごせる居場所と、就学後も保護者が安心して就労できる環境を整えることが上げられています。

事業の実施に当たっては、予算や人員体制の確保、システムの構築など大きな課題もあるとお聞きしていますが、就学後も安心して子育てできるよう、できるだけ早期に実施していただきたいと思います。また、就学前施設と留守家庭児童会室の情報共有や子どもたちの交流など、子どもが安心して通える取り組みを実施していただき、幼児期の終わりという節目が子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにしていただきますようお願いいたします。

以上です。

○谷元職務代理者 ほかにご意見・ご質問等ございませんか。本件に対するご意見・ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件9「叙勲について」説明をお願いします。

高山教職員課長。

○高山教職員課長 案件9「叙勲について」ご説明いたします。

協議会資料253ページをご覧ください。

1、概要ですが、枚方市立小学校の元校長について、その功労に対し叙勲が行われましたので報告するものでございます。

2、内容ですが、秋の叙勲といたしまして、瑞宝双光章を元枚方市立西長尾小学校長、太田輝行先生が受章されました。

3、その他といたしまして、令和6年11月18日に伝達式にて伝達済みです。

以上、甚だ簡単ではございますが、案件9「叙勲について」の説明とさせていただきます。

○谷元職務代理者 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

それでは、本日の協議会の案件は、以上となりますので、協議会を終了いたします。